

「河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）」に対する
府民意見等の募集結果について

河川水質環境基準については、水域の利用目的に応じて「生物化学的酸素要求量（BOD）等」と「水生生物保全に関する項目」ごとに複数の類型が設けられており、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）し、水域の利用や水質の状況等の変化に応じて適宜見直すこととされています。

大阪府環境審議会は、令和4年6月8日に大阪府から「河川水質環境基準に係る類型指定について」の諮問を受け、水質部会での3回の審議及び「河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）」に対する府民意見等の募集を行い、令和4年12月16日に答申しました。

大阪府では、本審議会の答申を受けて、令和5年1月20日に「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等に関する告示」の一部を改定しましたので、「河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）」に対する府民意見等募集結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

令和4年9月14日（水曜日）から令和4年10月13日（木曜日）まで

2 公開方法

- ・府ホームページでの公表
- ・府政情報センター（大阪府庁本館1階）での開架
- ・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎21階）での開架

3 募集方法

インターネット（電子申請）、郵便、ファクシミリ

4 提出されたご意見等

2名から2件（全て非公表を希望）